

枚方市社会教育委員設置条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、枚方市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 委員の定数は、13人以内とする。

2 委員は、社会教育法第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、委員相互の定めるところによる。